平成２４年（フ）第２４４号
茨城県ひたちなか市大字田彦1382番地９　平野ハイツ101号
債務者　葛城　一徳
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４５号
茨城県ひたちなか市大字田彦1382番地９　平野ハイツ101号
債務者　葛城　好美（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８６号
神奈川県南足柄市塚原2169番地２　フレグランスⅠ―102、居所神奈川県南足柄市怒田318番地14　メゾンフ・ミールB102岩本方
債務者　長田　武士
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４０号
神奈川県小田原市酒匂５丁目１番53号
債務者　中村　　修
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５３号
新潟県燕市吉田東栄町23番24号、前住所新潟県燕市吉田東栄町23番20号
債務者　江口　克行（旧姓三島）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１４号
新潟市江南区曽野木２丁目22番２号
債務者　高橋　史徳
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３８号
新潟市西区五十嵐東２丁目４番33号
債務者　永木　大輔
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５１号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字上泉1485番地１
債務者　本間　理江
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７３号
岐阜県多治見市京町４丁目７番地　レオパレス多治見陶彩103
債務者　南迫　裕文
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２１号
静岡県菊川市加茂325番地の１
債務者　岡本　和也
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
愛知県一宮市下川田町５丁目24番地１　第２サンシャインマンション401号
債務者　九嶋　孝志
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５３６号
京都府城陽市平川中道表26番地の５
債務者　渡邉　　聡
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３７号
京都府城陽市平川中道表26番地の５
債務者　渡邉裕美子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３４号
京都市伏見区竹田西内畑町106番地17
債務者　吉田　　忠
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
栃木県下野市駅東５丁目７番３号　ビックタウンD館202号室
債務者　井上まどか（旧姓土橋）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３２４号
栃木県下野市祇園３丁目２番地３　県営自治医大前住宅５―46号
債務者　木村美穂子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３１号
栃木県鹿沼市深津169番地３
債務者　菊池　英司
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係